



医政看発 0125003号
平成17年1月25日

各助産師養成所長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の養成について

助産師については周産期医療分野において医療安全の確保及び質の高い医療提供を図る上で果たす役割が大きいことから、助産師養成の充実及び助産師の確保が求められています。

特に、出生場所の割合に比べ診療所において就業する助産師の割合が低いこと等から、最近、産科診療所における助産師確保の必要性が指摘されています。

厚生労働省といたしましても安心して安全な医療提供体制の確立を目指すべく、産科診療所に就業する助産師の増加に資する対策を含め、助産師の確保に向けた施策を進めております。

貴職におかれても、助産師養成の定員数の維持及び増加並びに入所者数の確保に向け格段のご尽力をお願い申し上げます。

(参考)

表1 出生の場所別出生数及び割合(平成14年)

総数	1,153,855 (100.0%)
病院	603,914 (52.3%)
診療所	536,280 (46.5%)
助産所	11,407 (1.0%)
その他	2,254 (0.2%)

「人口動態統計」による。

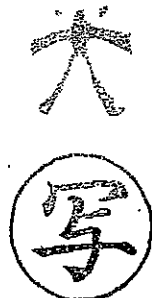
表2 就業場所別助産師就業者数(平成14年)

総数	25,877 (100.0%)
病院	17,798 (68.8%)
診療所	4,465 (17.3%)
助産所	1,705 (6.6%)
看護師学校養成所・研究機関	960 (3.7%)
市町村	480 (1.9%)
保健所	222 (0.9%)
社会福祉施設	11 (0.0%)
事業所	11 (0.0%)
その他	225 (0.9%)

「病院」については「病院報告」による。

「診療所」については「医療施設調査」による。

「病院」及び「診療所」以外については「衛生行政報告例」による。



医政看発第 0125003 号

平成 17 年 1 月 25 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の養成について

助産師については周産期医療分野において医療安全の確保及び質の高い医療提供を図る上で果たす役割が大きいことから、助産師養成の充実及び助産師の確保が求められています。

特に、出生場所の割合に比べ診療所において就業する助産師の割合が低いこと等から、最近、産科診療所における助産師確保の必要性が指摘されています。

厚生労働省といたしましても安心して安全な医療提供体制の確立を目指すべく、産科診療所に就業する助産師の増加に資する対策を含め、助産師の確保に向けた施策を進めております。

つきましては文部科学省におかれましても、助産師養成の積極的な推進にご尽力頂きますとともに、貴管下の助産師学校に対し、履修者数の確保及び増加について格段のご指導をお願い申し上げます。



医政看発第 0428001 号
平成 17 年 4 月 28 日

各助産師養成所長 殿

厚生労働省医政局看護課長



病院・診療所に勤務する看護師を対象とした社会人入学枠の導入について

周産期医療分野において医療安全の確保を図り、質の高い医療を提供する体制を確保する上で助産師の果たす役割は非常に大きいことから、助産師養成の充実及び確保が求められています。

貴職には、既に平成 17 年 1 月 25 日に定員の維持及び入所生の確保について当職よりお願いしているところですが、診療所等に勤務している看護師を助産師として養成したいとの要望があり、特に産科診療所における助産師の確保が求められている現状を踏まえまして、病院・診療所に勤務する看護師を対象とした社会人入学枠の導入が必要であると考えます。つきましては、今年度を実施される入学試験から、これら社会人入学枠の導入に向けて積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

今後とも、助産師育成にご尽力されますことを併せてお願いいたします。

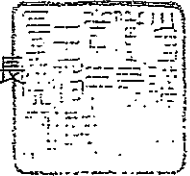


医政看発第 0307001 号

平成17年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の就業促進について

近年、医療安全の確保が喫緊の課題となっていますが、助産師については周産期医療分野における医療安全の確保及び質の高い医療提供を図る上で重要な役割を担うことから、医療機関において就業する助産師の確保が求められているところです。

厚生労働省としては、安心して安全な医療提供体制の確立を図るため、現在、助産師の確保に向けた施策を進めているところですが、就業助産師数の確保にあたっては、助産師養成数の確保のみならず、助産師の就業促進等の対応が必要であると認識しているところです。

つきましては、助産師としての就業継続及び本年度、医療機関等を退職する助産師の再就業に向けて、別紙を貴管下保健所設置市、特別区、産科又は産婦人科を標榜する病院及び診療所、関係団体等に対して配布、周知いただくとともに、看護職員確保対策特別事業の活用等、今後とも助産師の確保について格別のご配慮をお願い致します。

なお、国立病院療養所及び独立行政法人国立病院機構につきましては、別途依頼をしております。

周産期医療施設オープン病院化モデル事業

平成16年度予算額 平成17年度予算額
0千円 → 26,888千円

(要旨)

産科医師数の減少に伴い、地域でお産が出来る医療機関数が減少するなど地域における産科医療を取り巻く状況に大きな変化が起こっている。

このような状況の下で、安全・安心な周産期医療体制の確保を図るため、ハイリスク分娩などを受け入れることが可能な産科オープン病院を中心とした周産期医療のモデル事業を行うものである。

※ 平成15年12月24日「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」における「施設」に関する対策

- ⑤ 地域の中核となっている周産期医療施設のオープン病院化の研究を進める。

(事業概要)

1. 実施内容

- ・ 産科のオープン病院を中心とした病診連携のシステムを構築する。
- ・ オープン病院に運営事務局（外部委員を含む）を設置し、診療所との連絡調整、普及啓発、妊婦教育等を行う。
- ・ 都道府県、オープン病院、診療所で連絡協議会を組織し、問題点の改善やネットワーク化の促進などの取り組みを行う。

- ・ 診療所では妊婦検診やローリスク分娩を行い、ハイリスク分娩はオープン病院で行う。
- ・ 診療所の医師はオープン病院の登録医師となり、自分が検診した妊婦の出産に立ち会う。

- 2. 実施主体 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
- 3. 実施箇所数 8か所
- 4. 実施期間 3年

周産期医療施設のオープン病院化(イメージ)

産科オープン病院

